

臨床倫理指針

医仁会武田総合病院では、当院の理念、基本方針、患者さんの権利と責務、および個人情報保護方針等に基づいて、臨床における様々な問題に対応し、すべての患者さんに対して最も望ましく適切な医療サービスを提供できることを目的として、以下の通り臨床倫理指針を定めます。

1. 患者さんの権利を最大限に尊重するとともに、以下の通り、患者さんの利益を追求する医療を提供します。

- (1) 患者さんの立場に立った対応を常に心がけ、良好な信頼関係を築くよう努めます。
- (2) 診療内容やその他必要な事項について、患者さんに十分な説明と情報提供を行います。
- (3) 治療および検査方法等の同意や選択については、患者さんの意思を最大限尊重します。
- (4) 患者さんの医療情報およびプライバシーの守秘義務を遵守します。

2. 地域に対しては、当院が開かれた信頼される施設として地域連携と情報公開に努め、他の医療施設との連携を強く推進します。

- (1) 他施設との連携をもとにセカンドオピニオンに対応します。
- (2) 医療連携に関しては、地域完結型医療を目指すよう努めます。

3. 医療倫理に関する問題等については、「臨床倫理委員会」において、倫理的・科学的観点から検討を行い決定します。

医仁会武田総合病院
院長